

各施設・事業所管理者 殿

荒川区福祉部障害者福祉課長

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業等の在宅利用の取扱いについて

平素より、荒川区の障害者福祉施策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症に係る就労継続支援事業等の在宅利用の取扱いについて、令和 2 年 6 月 19 日付け厚生労働省発信の事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第 6 報）（以下、「第 6 報」という。）」及び、令和 2 年 6 月 25 日付け東京都発信の事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労系福祉サービスの在宅利用の取扱いについて（以下、「都事務連絡」という。）」において、今後の取扱いが示されましたので、下記のとおり、対応をお願いします。

記

- 1 令和 2 年度内における今後の取扱いについて
令和 2 年度内における今後の在宅利用の取扱いについては、第 6 報及び都事務連絡に基づいた対応をお願いします。
- 2 確認事項
在宅利用の対象者について
第 6 報及び都事務連絡において、在宅利用の対象者については、「在宅でのサービス利用を希望するもの」であって、「在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した者」と示されています。
「在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した者」について、荒川区の取扱いは、以下のとおりとします。
 - ① 対象者の同意を得た上で、個別支援計画の訓練目標等に、在宅でのサービス利用について記載してください。
 - ② 各施設、各事業所において、個別支援計画に基づく評価を実施してください。
 - ③ 在宅でのサービス利用者が、相談支援事業者 서비스에等利用計画を作成してらっている場合、②で実施した評価結果を相談支援事業者提供する、もしくは、サービス担当者会議等で情報を共有し、その内容をモニタリング報告書へ記載するよう依頼をしてください。
荒川区は、相談支援事業者から提出されたモニタリング報告書を確認し、在宅でのサービス利用による支援効果を確認します。

- ④ 在宅でのサービス利用者が、セルフプランによるサービスを利用している場合、荒川区までご相談ください。

状況を確認させていただいた上で、在宅でのサービス利用による支援効果を確認できる書類等をご提出いただきます。

【連絡先】

荒川区障害者福祉課障害サービス係
就労系サービス担当

〒116-8501 荒川区荒川 2-2-3

電話：3802-3111（内線 2693）